

## 一時預かり事業「ルピア2階の施設（一般型）について」

## 1 実施施設

現行の一時預かりは、通常保育の利用定員の空きを活用して受入れをする「余裕活用型」と通常保育の利用定員を超えて、又は別枠で受入れをする「都単独型」で実施している。

ルピア2階に新たに整備する一時預かり施設は、専用スペースで専任の保育士等を配置して行う「一般型」とする。

## 2 利用できる日 月曜日から土曜日まで（日曜日、祝日、第3水曜日、年末年始は休み。）

## 3 預かり時間

現行の一時預かりの預かり時間は、原則午前8時30分から午後6時00分までの間の希望する時間で、1日8時間以内の利用限度である。ただし、利用者の希望によって午前7時30分から午後6時30分までの間で利用することを保育園が許可した場合は利用可能である。

新たな一時預かりは、育児疲れなどでリフレッシュしたい保護者の支援に特化したもので、子どもの預かり時間は午前10時から午後4時までとし、単位制を採用する。

## &lt;案&gt;

## (1) 1単位（3時間）の場合（1日2単位）

- ① 午前10時から午後1時まで
- ② 午後1時から午後4時まで

## (2) 1単位（2時間）の場合（1日3単位）

- ① 午前10時から正午まで
- ② 正午から午後2時まで
- ③ 午後2時から午後4時まで

## 4 利用日数

乳幼児一時預かり事業実施要綱第4条の規定で、同一理由の利用制限を週3日以内としているが、ルピア2階で実施する事業は利用日数の制限は設けない。

## 5 費用（乳幼児1人当たりの日額）

費用区分については、現行の0歳児の4時間以内の金額2,000円をベースとする。

## &lt;案&gt;

- (1) 1単位（3時間）の場合 1,500円
- (2) 1単位（2時間）の場合 1,000円

## 6 対象者の拡大

現行では、あきる野市の区域内に住所を有する乳幼児であって、保護者が疾病、出産等のため、一時的に保育を受けられなくなる者、保護者が親族等の看護に当たるため、一時的に保育を受けられなくなる者、災害、事故等のため、一時的に保育を受けられなくなる者を対象としている。

新たな一時預かり事業（一般型）では、母親の里帰り出産等によりあきる野市の区域内に居住していない乳幼児の祖父母等が、当市の区域内に居住している場合でも、当該乳幼児を一時預かりの対象者とすることができるようにする。

## 7 対象年齢

現行の対象年齢は、生後57日から小学校就学の始期に達するまでと定めているが、新たな一時預かりの対象年齢は、生後6か月から小学校就学の始期に達するまでとする。

## 8 緊急時の対応

一時預かり事業の委託先では看護師を雇用していないが、緊急時には同フロアーに常勤している子ども家庭支援センター及び母子保健係の職員（助産師、保健師）が対応する。

また、西多摩医師会に登録がある医師（病院）に協力を依頼し、緊急時に対応できる仕組みを作る。